

札幌市

SAPP
RO

発達
支援

ガイドブック

乳 幼 児 期



もくじ

はじめに	2ページ
気づく	
気がかりなことはありませんか(0～3歳)	3ページ
気がかりなことはありませんか(3～6歳)	4ページ
わかる	
赤ちゃんはとっても小さな存在です(0～3歳)	5ページ
こんな接し方を心がけましょう	6ページ
つながる	
相談できるところ	7ページ
夜間・休日でも、電話等の相談ができます。	8ページ
児童発達支援等・障害福祉サービスを利用するには…	10ページ
子どもの発達支援に関係する機関	11ページ
資料	
手当・手帳・様々な制度	13ページ
公的機関連絡先	15ページ
札幌市刊行物紹介	16ページ

こんなとき、
どこに相談するの?!



- *育児の相談
- *療育手帳の相談
- *身体障害者手帳の相談
- *通所支援・福祉サービス受給者証の取得・更新について
- *札幌市へ転入したときの相談

各区保健センター

各区保健福祉課／児童相談所

各区保健福祉課／医療機関

各区保健福祉課／相談支援事業所

お住まいの区役所

子育てを頑張っているお母さんお父さんへ

待ちに待った我が子との出会い、こんなふう to 育てほしいとたくさんの夢があったことと思います。しかし子どもは大人の思いどおりにはなかなか育ってはくれません。

子どもはひとりひとり違うので、発達がゆっくりだったり、育ちのバランスがかたよったりする子どももいます。

そのため、実際の子育ては、思い描いた楽しいことばかりではなく「成長が心配で不安」「たいへん」「イライラしてしまう」「一生懸命やっているのにうまくいかない」と思うこともあります。また、近所の子どもと比べて育ちの違いに落ち込んだりすることもあるかもしれません。

でも安心して下さい。

今、子育てが心配で不安を持って悩んでいるお母さん お父さん。

私たちの住む札幌市には、子育ての悩みを一緒に考えたり、長年の経験や専門知識をもって支えてくれる人がたくさんいます。そしていろいろなサービスにつなげてくれるために相談するところや、実際にお子さんの発達を応援してくれる場所もたくさんあるのです。また、同じ悩みを持つお母さんやお父さんとの出会いもあります。このガイドブックには、子育てを応援してくれる情報がたくさんつまっています。

みなさんは、ひとりぼっちではありません。

お母さん お父さん 大切な子どもをみんなで育てていきましょう。人生で一番かわいいこの時期の子育てが楽しいものになるように、私たちは応援しています。そのためにこのガイドブックをお役立てください。

札幌市自立支援協議会子ども部会 委員 一同



🍃 気がかりなことはありませんか（0～3歳）

お子さんの行動で気になることはありませんか？

ここでは、発達のかたよりに気づくためのポイントになる点をご紹介します。

気になることがあったら、区の担当保健師さんなどに相談しましょう。

だっこしにくい
(後ろにのけぞるなど)

目が合わない



おっぱいの
飲みが悪い

なかなか
寝ない

人よりも
おもちゃにばかり
興味がある

おもちゃに興味を
もたない

泣き出したら
止まらない



人見知りをしない
または、
人見知りが激しい

指さしをしない

はいはいを
しない

ずききらいが
激しい

ことばの発達が遅い
好きなことはよく話す



場面に合わないことばを
多く話す

両足で
ジャンプをしない

*それぞれ個人差があります。また、すべての項目が当てはまるわけではありません。

気がかりなことはありませんか(3～6歳)

お子さんの行動で気になることはありませんか？3歳以降になると、保育所や幼稚園での集団生活が始まります。ここでは、この時期の気づきのポイントになる点をご紹介します。気になることがあったら、保育所や幼稚園の先生などに相談しましょう。

初めて会った人に、
物怖じしないで
話しかける

数字やひらがなを
早い時期から読む
ことができる

こだわりが強い
(電車・恐竜など、
特定のテーマに深い
知識を持つ)

転んだり
つまづいたり
しやすい



味覚や音に
敏感

いつもと違うと
不安になる

何かにつけて
一番でないと
気がすまない

おとなしすぎる

落ち着きがない
待つことが
できない

興味がないことは
しない

お友達とのあそびに
関心が薄い



自分に興味
あることが中心で
会話にならない

手先の
操作に支障が
ある

言葉通り物事を
受け止めてしまう

特定の音・行の
発音が難しい

*それぞれ個人差があります。また、すべての項目が当てはまるわけではありません。

赤ちゃんはとっても小さな存在です (0～3歳)

赤ちゃんは抱っこ・あやし・くすぐり・心地よい揺らしが大好きです。

生まれたばかりの赤ちゃんは、ほとんど眠っています。
お腹が空いたり、オムツがぬれたりして泣きます。

泣いた時、ちょっと抱っこして目を見て
笑顔でカワイイと小さい声で話しかけながら
(これをあやしといいます)、少し
縦ゆれに揺らしてみましよう。

その時、赤ちゃんの動きにあわせる気持ち
が大切です。



かわいい
かわいい
よちよち

赤ちゃんのペースは赤ちゃんによって違います。

おっぱいの間隔
や眠る時間は一
人一人違います。

赤ちゃんにあわせて
授乳したり、抱っこ
したりします。



生後1～2ヶ月に
なると赤ちゃん
の手足の動きは
活発になります。

そっと手の指や足の
指をつまんだり、手
のひら、足の裏をコ
チョコチョコ笑顔でく
すぐってあげます。



1才を過ぎる頃
になると何でも
真似してやりた
がります。

失敗してもイタズラし
てもニコニコ見守っ
て、後始末してあげ
ると、失敗をこわが
らないこどもに育ち
ます。

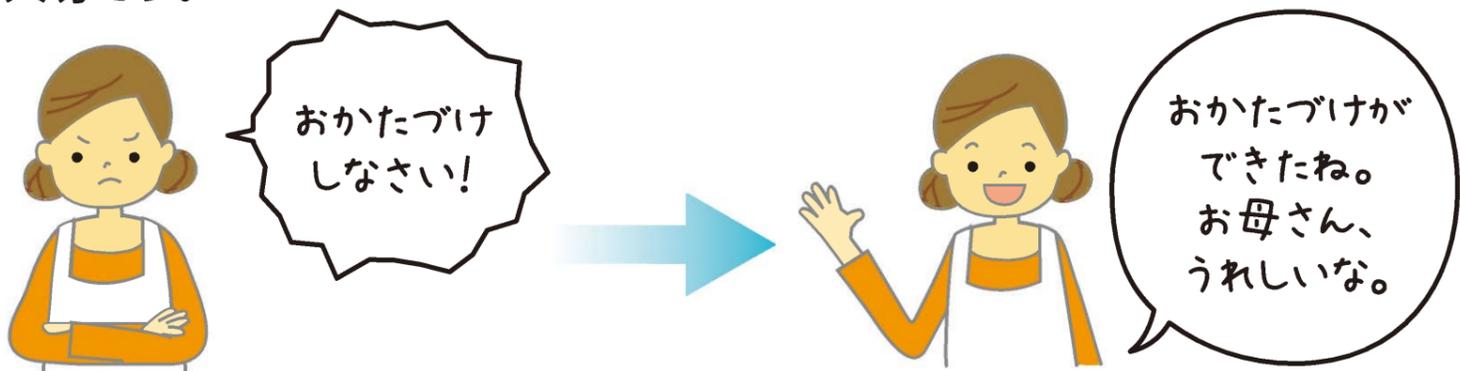


じょうずに
できたね

 こんな接し方を心がけましょう

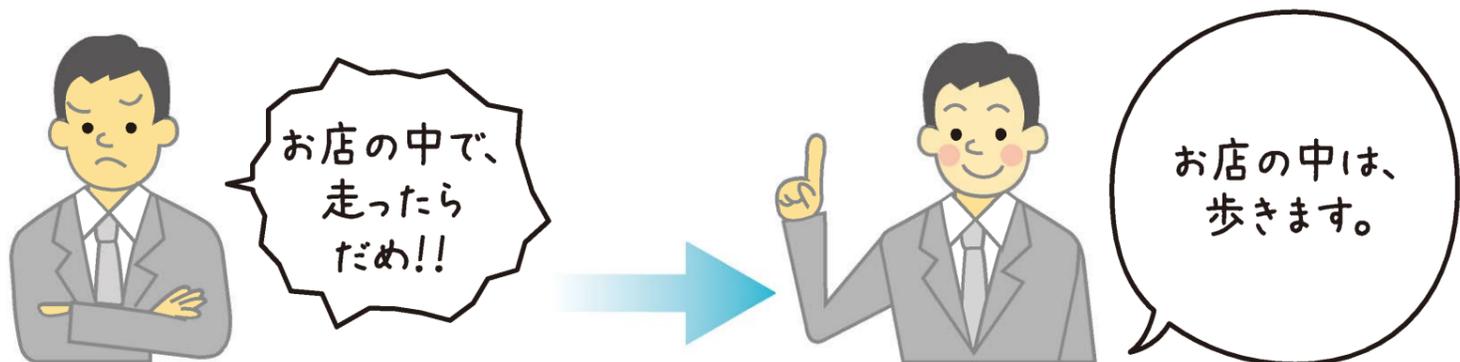
行動をほめてのばしましょう。

ほめられるとやる気が出て良い方向に向かいます。やる気が自信を生み、新しいことに挑戦する力になります。お子さんの「よさ」を見つけ、自信をもたせることが何より大切です。



注意する時は、穏やかな声で肯定的な言い方で伝えましょう。

子どもは否定的な言葉にとっても敏感です。肯定的な言い方をするように心がけましょう。



行動を受け入れ見守ってあげましょう。

「こだわりをやめさせようとするのではなく、うまく付き合っていく」ということが基本です。やめさせようとするのではなく、ひとまずその行動を受け入れ見守りましょう。ただ、人を巻き込み迷惑となるようなこだわり行動は、修正していくようにします。

不安やストレスが強いと、こだわりが強くなる場合があります。安心して生活できるように配慮しましょう。



相談できるところ **秘密は守られます。気軽に相談しましょう。**

子育ての相談ができるところ 保護者同士が交流するところ



■各区保健センター(各区健康・子ども課)

育児の不安や悩みについて、保健師や保育士が電話や家庭訪問で相談に応じます。
乳幼児の健診を行って、病気や異常の早期発見、発育や発達に合わせた保健指導、育児相談を行っています。

ことばの遅れ、友達と遊べないなど精神発達や心理面での心配のあるお子さんの来所相談も行っております。

*問い合わせ先は、P.15の一覧に掲載

■札幌市子育て支援総合センター、区保育・子育て支援センター

保育士が育児相談をお受けします。常設の子育てサロンもあります。

*問い合わせ先は、P.15の一覧に掲載

発達に心配があるお子さんの 相談ができるところ



■札幌市児童相談所

児童福祉の専門機関で、18歳未満の子どもに関するあらゆる問題について相談に応じ、その子に最も適した指導や援助を行います。

【所在地】〒060-0007 札幌市中央区北7条西26丁目1-1 【電話】011-622-8630

■札幌市子ども発達支援総合センター ちくたく

子どもの心身の発達や行動・育ちの心配に対して、医療・福祉が連携した支援を行う複合施設です。大まかに「医療」「入所」「通所」の部門があり、様々なご相談に応じています。

医療部門には、児童精神科、小児科、整形外科などがあり、心身の発達の遅れ、障がいと思われる子どもや、心に悩みを抱える子どもを医学的に診断し、心理治療やリハビリテーションなど様々な治療・支援を行っています。

【所在地】〒062-0934 札幌市豊平区平岸4条18丁目1-21 【電話】011-821-9861

■札幌市発達医療センター

運動発達の遅れや身体の障がいと思われるお子さんを早期に診断し、治療やリハビリテーション、家族支援などを行う小児科と整形外科の医療機関です。

【所在地】〒060-0007 札幌市中央区北7条西26丁目1-1 児童福祉総合センター3階
【電話】011-622-8640

■札幌市幼児教育センター

保護者の方やお子さんのご相談をお受けするほか、来所相談の場合は必要に応じて心理検査を行い、お子さんの状況を客観的に把握し、助言や情報提供などを行います。札幌市教育センター2階にあります。また、各区の市立幼稚園においても、発達に心配のある幼児等をもつ保護者の相談を実施しています。(地域教育相談)

【所在地】 札幌市西区宮の沢 1-1 札幌市生涯学習総合センター（ちえりあ）内

【電話】 011-671-3454 【Fax】 011-671-3247

* 地域教育相談の予約も **671-3454** で受付 *

■札幌市自閉症・発達障がい支援センターおがる

発達に心配のあるお子さんや、ご家族の地域での暮らしのために、関係機関と連携しながら、情報提供や相談支援を行います。

【所在地】 札幌市東区東雁来12条4丁目1-5

札幌市自閉症者自立支援センターゆい2階

【電話】 011-790-1616

夜間・休日でも、電話等の相談ができます。

■子ども安心ホットライン（子ども虐待相談） 電話

夜間や休日にも対応。24時間365日体制で児童虐待や子育てに悩んでいる方などを対象にした電話相談を行っています。

相談時間：24時間（年中無休）【電話】 011-622-0010

■児童家庭支援センター（電話・面談）

0歳～18歳未満の子どもとその保護者の方の教育上の悩み、いじめ、虐待などについて相談できる窓口です。相談は24時間（年中無休）対応しています。

< お問い合わせ先 >

- 羊ヶ丘児童家庭支援センター（YOU勇（ユーユー）コール）
札幌市豊平区月寒東1条17丁目4-33 **【電話】011-854-2415**
- 興正こども家庭支援センター
札幌市北区新琴似4条9丁目1-1 **【電話】011-765-1000**
- 札幌南子ども家庭支援センター
札幌市南区藤野6条2丁目427-4 **【電話】011-591-2200**
- 札幌乳児院児童家庭支援センター
札幌市白石区川北2254-1 **【電話】011-879-6264**
- はくよう児童家庭支援センター
札幌市西区平和3条7丁目3-47 **【電話】011-676-5208**



障がい児等療育支援事業

発達に心配のあるお子さん、ご家族の地域生活を支えるため、専門の職員が、療育指導や療育支援を行います。保育園や学校など、関係機関からの相談にも応じています。

事業所名	所在地	電話番号
社会福祉法人あむ 相談室ぽぽ(従たる事業所)	中)南5条西14丁目1-3	206-6215
社会福祉法人はるにれの里 相談支援室なっつ	西)福井4丁目3-5	080-3572-2255
社会福祉法人麦の子会 むぎのこ児童発達支援センター	東)北36条東9丁目1-1	776-6856
社会福祉法人北翔会 医療福祉センター札幌あゆみの園	白)川北2254-1	879-5555
社会福祉法人楡の会 相談室あ〜てる	厚)厚別町下野幌49	898-3929

発達に心配のある方(児・者)の相談支援事業所

発達に心配のある方(児・者)や、その家族の生活や支援に関する相談に応じます。具体的には、日常生活上の支援を必要とする心身の発達に心配のある方やそのご家族等に対し、窓口による相談や家庭訪問による相談等を行います。

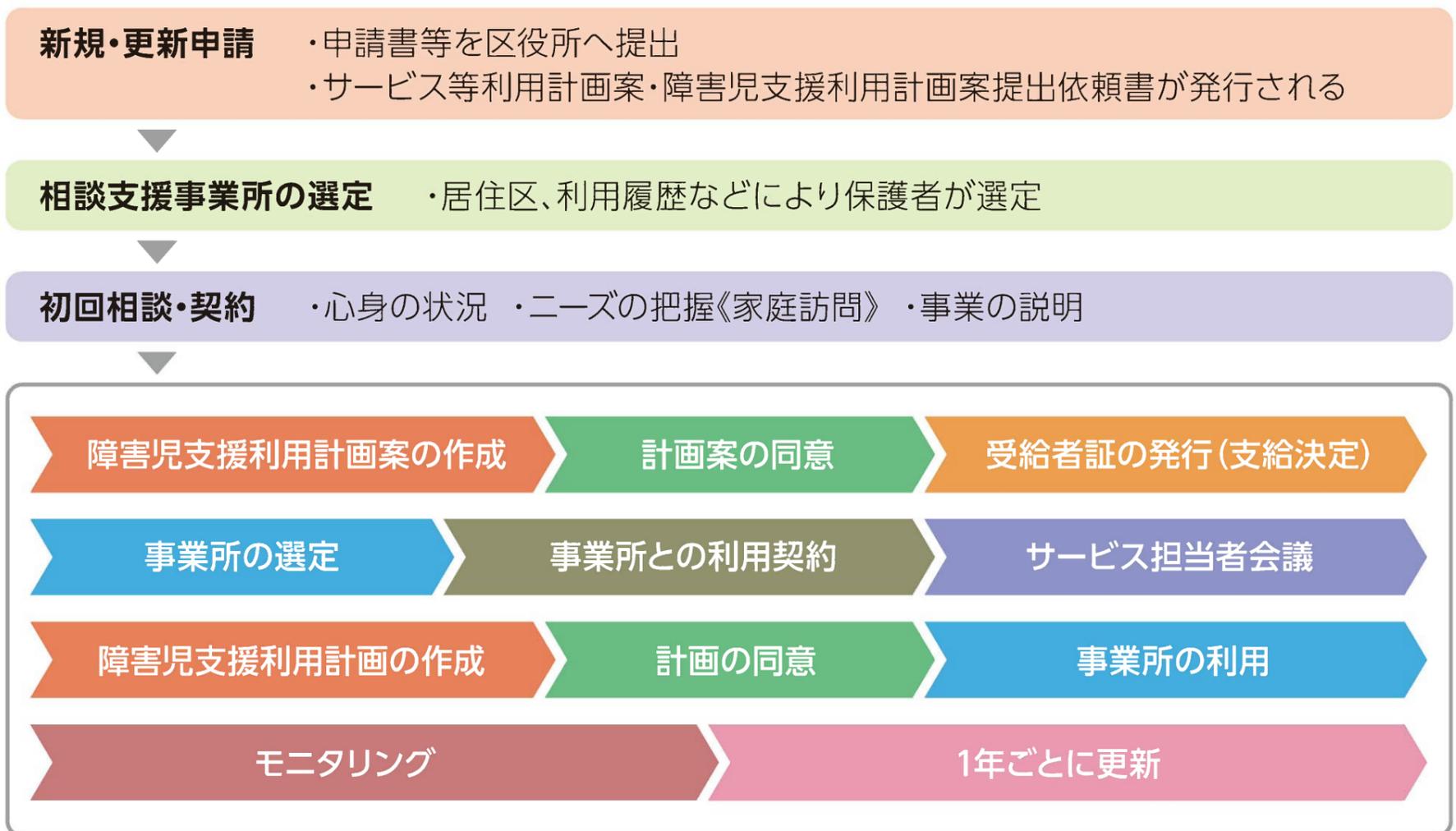
事業所名	所在地	電話番号
地域活動支援センターさっぽろ	中)大通西19丁目 WEST19 5階	622-1118
相談室ぽぽ	中)南16条西7丁目2-20 トーコービル7階	522-4112
相談室ぽらりす	北)北21条西5丁目1-32 梅ノ木ビル202	757-1871
相談室つぼみ	北)北26条西3丁目1-10-2	299-7246
障がい相談という	北)北10条西2丁目9-1 アルファスクエア札幌北口ビル201号	776-6109
相談室セーボネス	東)北41条東15丁目3-18 アズブライト606	748-3119
相談室あさかげ	東)北33条東14丁目5-1	733-3808
相談室あゆみ	白)川北2254番地1	350-8755
相談室きよサポ	白)南郷通14丁目南4-8 キャッスル大木戸1階	860-1750
相談室ますとびいー	厚)上野幌3条4丁目1-12	299-3856
相談室きらら	豊)月寒東5条17丁目7-18 フォルテ301号	854-4400
相談室みなみ	豊)中の島2条1丁目2-26 ハウスオブリザ中の島Ⅱ201号室	825-1373
相談支援事業所ノック	清)真栄1条2丁目1-28 真栄ビル1階	378-4244
ほっと相談センター	南)川沿2条2丁目5-37	572-2220
相談支援事業所グリーンハイム	南)石山977番地3	591-5211
相談室すきっぷ	西)西町北20丁目2-21 アイビル西町北	676-0101
西区障がい相談支援センターアウル	西)琴似2条4丁目1-24 ヤマチビル3階	676-7631
相談室こころ ていね	手)前田2条10丁目1-7 手稲つむぎの杜内	685-2861
障がい相談あかり	手)手稲本町2条4丁目4-30 ラ・パルク緑ヶ丘302号	215-8253

*このほかにも、障害児相談支援を行っている事業所はあります。各区の保健福祉課(P.15の一覧)にお問い合わせください。

児童発達支援等・障害福祉サービスを利用するには…

児童発達支援等を利用するには通所支援受給者証が、その他の障害福祉サービスを利用するには障害福祉サービス受給者証が必要になります。各受給者証は、サービス等利用計画案を区役所に提出することで発行されます。発行後に事業所と契約が可能になります。

サービス利用までの流れ



サポートファイルさっぽろ

ファイルを通していろいろな人たちが連携し、お子さんの個性や特徴、ライフステージに応じた一貫した支援を行います。

このファイルは、すべてのお子さんとその保護者の方が使うことができ、保護者や本人が学校や医療機関などに相談する時に、状況などを説明するツールとして活用することや、関係者がお子さんの個性や特徴、これまでの経過などを共通理解し、自立に向けた手立てを共有することにより、一貫した支援を受けることをサポートするものです。



ファイルは札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課窓口で受け取ることができるほか、札幌市のホームページからのダウンロードも可能です。

詳しくは、『サポートファイルさっぽろ』を検索するか、右記のQRコードを読み取りホームページをご覧ください



子どもの発達支援に関する機関

■福祉型児童発達支援センター

主に知的発達に心配のある就学していない子どもを対象に、療育、指導を行い、日々の生活や遊びの中で、人との関わりを通して情緒の安定を図り、早期療育の場として、心身の発達を支援していくことを目的としています。

事業所名	所在地	電話	設置主体
はるにれ学園	中)北7条西26丁目	622-8650	札幌市
かしわ学園	豊)平岸4条18丁目1-21	824-1981	札幌市
むぎのこ児童発達支援センター	東)北36条東8丁目1-30	753-6468	社福)麦の子
榆の会 きらめきの里	厚)厚別町下野幌49	898-3929	社福)榆の会
児童発達支援センターさんりんしゃ	西)福井4丁目3-5	666-7781	社福)はるにれの里
ときわ発達支援センター	南)常盤3条1丁目6-1	593-0074	医)さっぽろ悠心の郷
たくあいアクティビティ「むう(夢)」	北)あいの里1条6丁目1-2	770-5520	社福)札幌協働福祉会

■医療型児童発達支援センター

肢体不自由のある就学していない子どもを対象に、運動療法、保育(あそび)等の早期療育を行い、一人ひとりの心身の発達と生活の自立を支援していくことを目的としています。また、保護者の方に対しては、療育に関する知識の修得や日常生活、就学等についての相談援助を行っています。

事業所名	所在地	電話	設置主体
みかほ整肢園	東)北17条東5丁目2-1	731-5674	札幌市
ひまわり整肢園	豊)平岸4条18丁目1-21	824-1922	札幌市

■児童発達支援事業

就学前の心身の発達に心配のあるお子さんに対して、通所事業を通して、お子さんが持っている力を十分に引き出し、運動面、精神面の発達を促し、生活する力が身につくように援助することを目的としています。

■放課後等デイサービス事業

学校に通っている児童・生徒が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行っています。

*各事業所所在地については、各保健福祉課(P.15)にお問い合わせいただくか、右記のQRコードを読み取りホームページでご確認ください。



その他福祉サービス

訪問系・居住系の福祉サービスで就学前のお子さんが利用可能なサービスには、以下のものがあります。サービス利用の要件などの詳細は、各区の保健福祉課(P.15の一覧)へお問合せください。



■短期入所事業(ショートステイ)

自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

事業所名	所在地	電話	設置主体
緑ヶ丘療育園	西)山の手3条12丁目3-12	611-9301	社福)札幌緑花会
医療福祉センター札幌 あゆみの園	白)川北2254-1	879-5555	社福)北翔会
北海道社会福祉事業団 もなみ学園	南)石山東3丁目5-1	591-8434	社福)北海道社会福祉事業団
ノビロ学園	清)真栄483-4	887-3300	社福)札幌療育会
札幌市自閉症児支援センター (さぽこ)	豊)平岸4条18丁目1-21	821-0070	札幌市

*このほかにも、短期入所事業を行っている事業所はあります。
各区の保健福祉課(P.15の一覧)にてお問い合わせください。

■居宅介護

日常生活に支障のあるご家庭にホームヘルパーを派遣し、自宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。病院・診療所に定期的に通院する時などにも行える(通院等介助)場合もあります。

■移動支援事業

屋外での移動が困難な方が外出する場合にヘルパーが、移動中や目的地において移動の介護や危険を回避するための支援などを行います。

■日中一時支援事業

障がいのある方(児・者)を介護している人が、病気・出産・事故・仕事等の理由により家庭において介護できない場合に、一時的に預かりお世話をします(宿泊は伴わない)。

問い合わせ:各区保健福祉課(P.15の一覧参照)

高額障害福祉サービス等給付費等

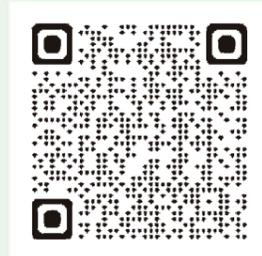
障害児通所支援等や障害福祉サービスの利用者負担について、世帯でひと月に支払った合計が基準額(世帯により異なります)を超えた場合、その超えた額を払い戻すことで負担が過大にならないようにする仕組みです。

問い合わせ:各区保健福祉課(P.15の一覧参照)

手当・手帳・様々な制度

障害児福祉手当

- 対象…重度の障がいがあり、日常生活で常に介護が必要な20歳未満の児童に支給します。
- 備考…支給要件があります。
詳細は、右記のQRコードを読み取りホームページをご覧ください。
問い合わせ：各区保健福祉課 (P.15の一覧参照)



特別児童扶養手当

- 対象…身体又は精神に重度、中度の障がいのある20歳未満の児童を養育している父母などに支給します。
- 備考…支給要件があります。
詳細は、右記のQRコードを読み取りホームページをご覧ください。
問い合わせ：各区保健福祉課 (P.15の一覧参照)



身体障害者手帳

- 内容…身体に障害のある方が、各種サービスを受けやすくなる手帳です。障がいの程度によって1級から6級までに区分されます。
- 手続…申請には指定医師の診断書、写真などが必要です。
問い合わせ：各区保健福祉課 (P.15の一覧参照)

療育手帳

- 内容…知的障がいのある方へ一貫した相談や援助を行うとともに、各種サービスを受けやすくすることを目的に交付される手帳です。障がいの程度によってA、B、B-に区分されます。
- 手続…判定証明書、写真などが必要です。
問い合わせ：各区保健福祉課 (P.15の一覧参照)

精神障害者保健福祉手帳

- 内容…精神障がいのある方が、各種サービスを受けやすくなる手帳です。障がいの程度によって1級から3級までに区分されます。
- 手続…医師の診断書、写真などが必要です。
問い合わせ：各区保健福祉課 (P.15の一覧参照)

自立支援医療（育成医療）

- 内容…障がいのある又はその可能性のある児童が、指定医療機関で、手術などにより、その障がいを除去又は軽減するために必要な医療を受ける際に、医療費の自己負担を軽減するための制度です。
 - 対象…18歳未満の児童で、次の障がいがある又はその可能性のある方。
肢体不自由、視覚障がい、聴覚又は平衡機能障がい、音声機能・言語機能又はそしゃく機能障がい、内臓障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫不全
※外傷による急性期の治療については、対象となりません。
※その他、障がいや治療内容によっては対象にならない場合があります。
 - 備考…世帯の市町村民税所得割額が23万5千円以上のときは、対象外となることがあります。また、世帯の所得状況に応じて自己負担額があります。
- 問い合わせ：各区保健センター（P.15の一覧参照）

小児慢性特定疾病医療費支給認定

- 内容…子どもの慢性疾病のうち、小児がんなど費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならぬ疾病について、医療費の自己負担分を助成します。
 - 対象…18歳未満の児童で、次の疾病で治療を要する方。
※18歳に到達した時点で引き続き治療が必要な場合は、20歳到達まで延長することができます。
悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患
※疾病ごとに症状や治療内容などによる認定基準があります。
 - 備考…生計中心者の課税状況に応じて自己負担額があります。
- 問い合わせ：各区保健センター（P.15の一覧参照）

重度心身障害者医療費助成

- 内容…重度心身障がい者に係る医療費の一部を助成することによって、重度心身障がい者の保健の向上に寄与するとともに福祉の増進を図るもの。
 - 対象…次のアからウ全てに該当し、かつ①から③のいずれかに該当する方です。
 - ・ア. 札幌市に住民登録をしていること
 - ・イ. 健康保険に加入していること
 - ・ウ. 生計を主として維持する方の前年（※）の所得が限度額未満であること
※新規申請時期によっては前々年
 - ①身体に障がいのある方で、1～3級（ただし、3級にあっては、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、または肝臓の機能障がいに限る）の身体障害者手帳をお持ちの方。
 - ②知的障がいのある方で、「A」と判定された療育手帳をお持ちの方、または「重度」と判定（診断）された方。
※判定書は、札幌市児童福祉総合センター（札幌市中央区北7条西26丁目【電話011-622-8620】）で交付されるもの（無料）
※診断書は区役所備え付けの様式で、精神科の医師により交付されるもの（有料）
 - ③精神障がいのある方で、1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。
※子ども医療費助成を受給している小・中学生、またはひとり親家庭等医療費助成を受給している親は、重度心身障がい者医療費受給者証との併給が可能です。
- 問い合わせ：各区保健福祉課（P.15の一覧参照）

公的機関連絡先

各区保健福祉課

区役所	電話番号(代表)	所在地
中央区役所	231-2400	中央区大通西2丁目
北区役所	757-2400	北区北24条西6丁目1-1
東区役所	741-2400	東区北11条東7丁目1-1
白石区役所	861-2400	白石区南郷通1丁目南8-1
厚別区役所	895-2400	厚別区厚別中央1条5丁目3-2
豊平区役所	822-2400	豊平区平岸6条10丁目1-1
清田区役所	889-2400	清田区平岡1条1丁目2-1
南区役所	582-2400	南区真駒内幸町2丁目2-1
西区役所	641-2400	西区琴似2条7丁目1-1
手稲区役所	681-2400	手稲区前田1条11丁目1-10

※中央区役所は、新庁舎建設のため令和4年1月に上記の仮庁舎に移転しました。

各区保健センター(各区健康・子ども課)

保健センター	電話番号	所在地
中央保健センター	205-3352	中央区大通西2丁目
北保健センター	757-1181	北区北25条西6丁目1-1
東保健センター	711-3211	東区北10条東7丁目1-20
白石保健センター	862-1881	白石区南郷通1丁目南8-1
厚別保健センター	895-1881	厚別区厚別中央1条5丁目3-2
豊平保健センター	822-2472	豊平区平岸6条10丁目1-1
清田保健センター	889-2049	清田区平岡1条1丁目2-1
南保健センター	581-5211	南区真駒内幸町1丁目3-2
西保健センター	621-4241	西区琴似2条7丁目1-20
手稲保健センター	681-1211	手稲区前田1条11丁目1-10

※中央保健センターは、新庁舎建設のため令和3年12月に上記の仮庁舎に移転しました。

子育て支援センター

名称	電話番号	所在地
札幌市子育て支援総合センター	208-7961	中央区南3条西7丁目1-1
区保育・子育て支援センター	電話番号	所在地
北(ちあふる・きた)	757-5381	北区北25条西3丁目3-3
東(ちあふる・ひがし)	711-7807	東区北9条東7丁目1-25
白石(ちあふる・しろいし)	868-3160	白石区南郷通1丁目南8-1
豊平(ちあふる・とよひら)	851-2510	豊平区月寒東1条4丁目2-11
清田(認定こども園にじいろ)	883-3044	清田区真栄2条1丁目11-20
南(ちあふる・みなみ)	215-0183	南区真駒内幸町2丁目2-2
西(ちあふる・にし)	613-7882	西区二十四軒3条5丁目6-1
手稲(ちあふる・ていね)	681-3162	手稲区手稲本町3条2丁目4-15
厚別(ちあふる・あつべつ)	887-8165	厚別区厚別中央1条6丁目1-10

札幌市刊行物紹介

障がい者相談支援事業所ガイドブック

障がいのある方からの相談に応じ、必要な情報提供や各種機関の紹介、障がい福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助等を総合的に行う相談支援事業所等を紹介しています。

詳しくは、『障がい者相談支援事務所ガイドブック』を検索するか、右記のQRコードを読み取りホームページをご覧ください



障がいのある方のための福祉ガイド

障がいのある方のための福祉ガイドは、障がいのある方の自立や社会参加等に役立てるため、札幌市内で実施している各種障がい福祉施策を掲載したものです。

※毎年4月1日現在で編集していることから、制度や機構などが一部変更になる場合もありますので、詳細については必ず担当課にご確認ください。

詳しくは、『障がいのある方のための福祉ガイド』を検索するか、右記のQRコードを読み取りホームページをご覧ください



障がいの重い子どもたちとその家族の方への福祉ガイド

重い障がいをもつお子さんを育てるご家族の方のために、主な制度やサービスについて分かりやすく紹介したものです。

詳しくは、『障がいのある方のための福祉ガイド及びコミュニケーションハンドブック』を検索するか、右記のQRコードを読み取りホームページをご覧ください



冊子「虎の巻」シリーズ

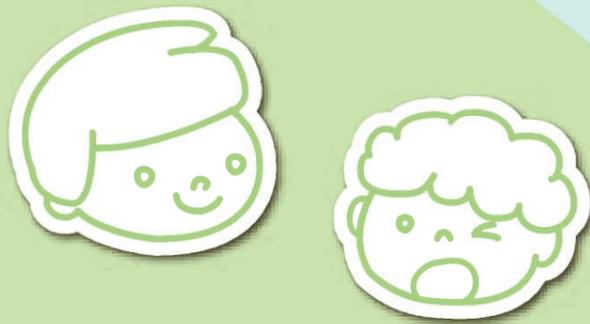
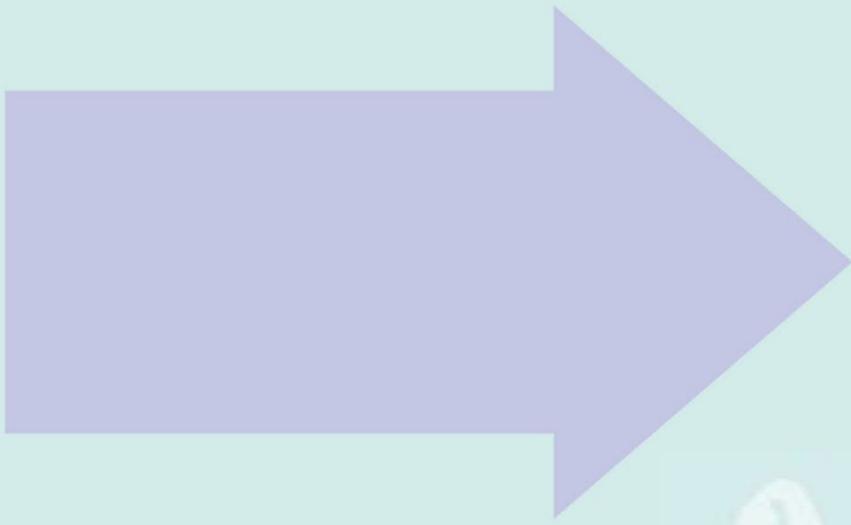
～発達障がいのある人たちへの八つの支援ポイント～

「子育てで使える『虎の巻』」は、「虎の巻シリーズ 其の五」として作成しています。

毎日の生活の中では、「どうして…」と思い、悩んでしまうことがいろいろとあるかもしれません。この冊子が「こうかもしれない」「こうしてみよう」と前向きにとらえていくきっかけになることを願っています。

詳しくは、『冊子「虎の巻」シリーズ』を検索するか、右記のQRコードを読み取りホームページをご覧ください





札幌市こども発達支援ガイドブック

令和5年3月発行

編集・発行 札幌市自立支援協議会子ども部会

監修 札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課

札幌市中央区北1条西2丁目

電話 011-211-2936



さっぽろ市
01-F04-22-2234
R4-1-157